

遺留分減殺請求

行使の期間1年に注意

遺留分を有する相続人が、遺贈または贈与がなされた結果として遺留分を侵害されているときに、その原因となっている遺贈や贈与の効力を否認して遺留分の確保を求めることを遺留分減殺請求といいます。

遺留分減殺請求は、減殺請求をするという意思表示をすれば足り、必ずしも裁判上の請求による必要はなく、その意思表示がなされた以上、法律上当然に減殺の効力を生ずるものと解されています。

この意思表示は口頭でもよいのですが、後日の証拠として内容証明郵便によるのが無難でしょう。

遺留分減殺の順序、割合は次のとおりです。

- ① 減殺されるべき遺贈および贈与が複数あるときは、まず遺贈を減殺する（民法1033条）。
- ② 減殺すべき遺贈が数個あるときは、目的の価額の割合に応じて按分して減殺するが、遺言者が遺言に別段の意思を表示したときはそれに従う（同1034条）。
- ③ 減殺すべき贈与が数個あるときは、後の贈与から順次遡って前の贈与を減殺する（同1035条）。

④ 減殺請求者が数人あるときは各自の侵害額に応じて按分してそれぞれ減殺する。

以上の順序、割合に従って、減殺請求者から誰に対し、どの遺贈、どの贈与をどれだけ減殺できるかが決まります。

遺留分減殺の結果、その遺贈、贈与は失効し、減殺請求者は、その遺贈、贈与が未履行のときは履行の義務を免れ、すでに履行されているときはその返還を求めることができます。

減殺された贈与の目的物がすでに第三者に譲渡されて取戻しができないときは、受贈者は遺留分権利者にその価額を弁償しなければなりません（同 1040 条）。

受贈者および受遺者は、減殺を受けるべき限度において贈与または遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して目的物返還の義務を免れることができます（同 1041 条）。

遺留分減殺請求権は特に短期の権利行使期間が定められており、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年を経過すると消滅してしまうので、それまでの間に行使しなければなりません。また、相続開始の時から 10 年を経過したときも消滅します（同 1042 条）。